

神奈川県立歴史博物館における公的研究費の使用に関する行動規範

神奈川県立歴史博物館は、公的研究費が国民・県民の貴重な税金で賄われていることを十分認識した上で、研究上の不正行為が学術研究の発展を阻害するおそれが生じている状況に鑑み、研究活動の更なる発展のために、以下の行動規範を定める。当館の研究事業に関わるすべての職員（以下「すべての職員」という。）は、以下の行動規範を遵守しなければならない。

- 1 研究に従事する者は、公的研究費が公的資金により支えられていることを踏まえ、その使用に当たり、関係する法令・規則・通知及び当館が定める規定等、並びに事務処理手続及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 2 研究に従事する者は、公的研究費の計画的・効率的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務に従事する職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。すべての職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 3 研究に従事する者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為及び公的研究費の不正使用ならびに不正行為への加担を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 4 研究に従事する者は、公的研究費の使用に当たり、当該研究に連携協力する外部の研究者や物品の購入等の取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動をしなければならない。
- 5 研究に従事する者は、公的研究費の取扱いに関する研修会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 6 研究に従事する者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、思想信条等による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 7 すべての職員は、不正行為があった場合は、その是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行なわれ、若しくは行なわれたことを知り得たときは、それを放置してはならない。

平成27年2月28日

神奈川県立歴史博物館長